

## 市町村民税所得割課税額の確認方法

保育料の決定及び副食費の免除は、各世帯の課税状況に応じて判定されます。税額については本人のものであってもお電話等でのお問い合わせに回答することができません。お手元に市民税が確認できるものをお持ちの方はそちらでご確認ください。

### ① 市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書をお持ちの方

令和〇〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	農業 林業 漁業 畜産 雑業	配当 金 利 子 当 利 子 雑 業	課税 標準 所得 額	総所得③ 分離短期譲渡 分離長期譲渡 山林所得 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引	市民税 税額 控除 前 所得 割額④ 税額 控除 額⑤ 所得 割額⑥ 均等 割額⑦
所得 控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	控老 扶養親族該当区分	本人該当区分 繰越損失	控同 特老 未成 その他 障障 障障 障障 障障 障障 障障	所得控除合計②	市民税 税額 控除 前 所得 割額④ 税額 控除 額⑤ 所得 割額⑥ 均等 割額⑦ 特別 徴収 税額⑧ 控除 不足 額⑨ 既充 当額⑩ 既納 付額⑪ 差引 納付額 (⑧-⑨-⑩,⑪) 変更 前 税額⑫ 増減 額 (⑧-⑫) 変 更 月

(摘要)

※平成26年度から、復興特別税として、市・県民税均等割にそれぞれ500円が加算されました。

保育料の決定及び副食費の免除は市民税の「所得割額⑥」を元に判定します（所得割額⑥＝税額控除前所得割額④－税額控除額⑤）。 ※税額控除額⑤の内、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）や寄付金控除といった控除は保育料算定の際には控除対象となりません。調整控除と税額調整のみが対象となるので通知書左下の摘要等を確認して下さい。

### ② 納税通知書をお持ちの方

令和〇〇年度 市民税・県民税 課税の基礎 その2

課税標準額					
算出税額	区	分	市民税分(円)	県民税分(円)	
税額控除等					
所得割額					
均等割額					

年税額(円)			
給与特別徴収税額(円)			
年金特別徴収税額(円)			
普通徴収税額(円)			
控除不足額(円)			

保育料の決定及び副食費の免除は市民税分の「所得割額」を元に判定します。 ※税額控除額の内、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）や寄付金控除といった控除は保育料算定の際には控除対象となりません。調整控除と税額調整のみが対象となるので「税額控除等」の内容を確認して下さい。